

令和7年度補正 系統用蓄電システム等導入支援事業

«よくあるご質問»

2026/9/8

No.	カテゴリー	質問内容	回答	公募要領
1	3者見積・見積書	設計、設備、工事をそれぞれ分けて発注する場合に、それぞれについての3者見積が必要でしょうか。	発注単位に応じて、それぞれで3者見積が必要になります。仮に「設計」、「設備」、「工事」で分ける場合には、それぞれで3者見積が必要になり、見積書としては9者分になります。	P.31
2	3者見積・見積書	3者見積を取得する際、導入設備のメーカーや機器の型番をあらかじめ指定して依頼することはできますか。	特定の調達先やメーカー・型番を指定して見積依頼を行うことはできません。	P.31
3	3者見積・見積書	3者見積の最安値以外の業者に発注は可能でしょうか。	3者見積を取得した業者であれば、最安値以外の業者に発注することも可能です。ただし、その場合においても、補助対象経費が最安値だった見積金額を上限として、補助金額を算出します。	P.31
4	3者見積・見積書	見積依頼先が同一資本関係にある場合、取得した見積書は有効ですか。	見積依頼先は同一資本関係を持たない法人としてください。 具体的には、3者見積の見積依頼先（2者または3者）が同一資本関係（関連会社等）にあった場合は、無効となります。その場合、3者分の見積となるよう、新たに見積書を取得してください。 なお、申請者と同一資本関係にある見積依頼先から取得した見積書は有効です。	P.31
5	3者見積・見積書	提出書類におけるNo.2-3-4に「見積書(契約単位につき3者分)」とありますが、公募開始前に発行された見積書でも可能でしょうか。	公募開始前に発行された見積書でも申請可能です。	P.31 (手引き P.40)
6	事業スケジュール・計画	「2-1 複数年度事業の要件」に記載の「概算払」を行うためには何が必要でしょうか。	当該年度における年度末までの補助事業の実績(設計、購入、対象工事等の出来高等とそれに対応する検収、補助対象経費の支払実績)見込みに基づいて、概算払請求書を提出してください。詳細は採択後に、SIIが別途指示をします。	P.27
7	事業スケジュール・計画	設備の納期が遅延し、補助事業完了日までに工事が終了しない可能性がある場合、事前に相談することは可能でしょうか。	納期遅延等のリスクも十分に考慮されたうえで、確実に事業を完了できる計画を立案し、ご申請ください。	P.20
8	事業スケジュール・計画	「1-11 補助事業期間」における、「補助対象設備の試運転の完了」は、仮設電源による、補助対象設備(蓄電システム)の全体動作確認でも要件を満たすのでしょうか。	仮設の電源による動作確認でも構いません。仮設電源からの電流引き込みを行った上で、補助対象設備(蓄電システム)全体の稼働の確認を含んだ内容の試運転を実施してください。なお、電池システムの充電電力を使用し試運転を行う場合も可となります。	P.20
9	補助対象経費・設備	導入設備の処分制限期間はどのようにして調べることができますか。	処分制限期間とは、導入設備等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいいます。電子政府の総合窓口 e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)を参照してください。 (参考) https://laws.e-gov.go.jp/law/340M50000040015/	P.1、P.45
10	補助対象経費・設備	将来用や予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	将来用設備や予備設備等は申請できません。	P.18
11	補助対象経費・設備	「1-9 補助対象経費」に関して、補助対象経費として、現場管理費は認められますでしょうか。	設備設置工事に直接関与する費用(現場安全管理費等)は補助対象経費として認められる場合があります。設備設置工事に直接関与しない費用(一般管理費等)については、補助対象外となります。	P.17
12	申請者要件・体制	交付決定後のSPC設立を予定している場合、出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出は必要でしょうか。	申請時においては暫定的に主たる出資者が申請者となるため、提出は不要です。事業承継の手続きを行う際に、添付資料9「主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書」を提出してください。	P.8 (手引き P.64)

令和7年度補正 系統用蓄電システム等導入支援事業

「よくあるご質問」

2026/9/8

No.	カテゴリー	質問内容	回答	公募要領
13	申請者要件・体制	事業実施期間中における、SPCの出資者及び出資比率の変更は認められないのでしょうか。	「1-5 補助対象事業者」の3)のとおり、有限責任組合及び匿名組合員を除き、出資者の追加は認められません。 なお、出資比率の変更については特に制限はありませんが、比率変更により、添付資料9「主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書」に名前を記した者以外が追加となることは認められません。	P.8
14	申請者要件・体制	設立予定のSPCでの申請を考えています。SPCへの出資者が3社いる場合、申請者は誰にすればよいでしょうか。	SPC設立前であれば、主たる出資者等が主申請者となり、SPC及びその他の出資者を共同申請者としてください。（以下の申請パターンも参照してください） なお、ここでいう出資者とは、SPCへの持分としての出資をする事業者です（匿名組合員は該当しません）。 申請パターン1 申請パターン2 申請パターン3 申請パターン4 申請パターン5 ※SPCがすでに設立されている場合は、いずれも主たる出資者による確約を前提としたSPCによる単独申請となります（但しリースを除く）	P.8
15	申請者要件・体制	設立予定のSPCでの申請を検討しています。その場合、SPCへの持分としての出資をする事業者全員が、「公募要領 P.9 5)温室効果ガス排出削減のための以下の取組を実施できる者であること。」の要件を満たす必要がありますか。	出資者全員が共同申請者とみなされるので、出資者全員が当該要件のみならず、すべての補助事業者の要件を満たしている必要があります。	P.9
16	申請手続・提出書類	交付決定はどのようにして確認できますか。	採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定を通知します。また、交付決定の内容はSIIのホームページで公開されます。	P.41
17	申請手続・提出書類	登記簿謄本について、インターネット（オンライン）で取得したものを提出してもよいでしょうか。	はい、提出可能です。オンラインサービス「登記情報提供サービス」から取得された電子交付の登記情報を提出してください。	（手引き P.52、P.59）
18	申請手続・提出書類	「添付資料1 会社・団体の概要が判る資料」について、会社パンフレットがない場合や、パンフレット・ホームページのどちらも保有していない場合は、どうすればよいでしょうか。	会社パンフレットがない場合は、会社ホームページ等の情報で代用可能です。会社や団体の概要（沿革、事業内容等）が確認できるページを印刷のうえ、ご提出ください。会社パンフレット・ホームページのどちらもない場合は、任意様式にて「会社（団体）概要書」を作成のうえ、ご提出ください。	（手引き P.52）